

## 愛知県精神保健福祉センターについて

精神保健福祉センターは精神保健福祉法に基づいて設置されている公的機関です。精神保健福祉センターでは、その機能と対応事例の特殊性により、一般の医療機関ではあまり経験しない疾患・病態を経験することができます。また、当事者よりも家族が来所することが多く、家族を介する間接的支援の経験を積むこともできます。

### 1 精神保健福祉センターの業務

センターの業務は①企画立案、②技術指導及び技術援助、③人材育成、④普及啓発、⑤調査研究、⑥精神保健福祉相談、⑦組織育成、⑧精神医療審査会の審査に関する事務、と多岐にわたっています。

当センターは、「あいち自殺対策情報センター」や「あいちひきこもり地域支援センター」の役割を担うとともに、愛知県の災害時精神医療の中核的な役割も担っております。さらに、薬物依存症をはじめとする依存症対策では認知行動療法を取り入れたグループワークを行っており、力を入れています。

業務については、当センターウェブサイトトップページ「センターのしごと」のボタンをクリックしてください。

また、実績等については「センターのしごと」の中にある「マニュアル・発行物」から年報をご覧ください。

### 2 センターの医師の業務

相談業務ではひきこもりの専門相談と一般のメンタルヘルス相談を行っており、対応する相談員への助言指導と、医療が必要になった場合の医学的対応をお願いすることになります。ひきこもり、依存症、トラウマ関連障害、グリーンケアなど薬物療法以外の接近が重要となる病態への対応・心理社会的治療の経験を積み、日頃の診療や、センター・保健所の相談員、家族への助言指導などに活かしていただくこと、また、災害時精神医療で中心的役割を果たしていただくことを期待しています。

精神保健福祉センターは診療所として届出しております。週に1日、診療を担当していただきます（予約制）。センターの他業務から医療に繋がった方への対応をお願いしますが、その内容については相談に応じます。

### 3 緊急対応等

保健所が指定医を確保できない場合、措置診察等の指定医業務をお願いすることがあります。緊急措置診察などの夜間対応や当直はありません。ただし、休日の措置診察をお願いする場合があります。平成26年度は3回ありました。

### 4 学会出張・研修

次年度より予算に応じ、学会出張、研修に行ってください。